

支部規程

第1条（目的）

本規程は、会則に基づき研究活動の推進を目的として設置された支部の運営に関する事項について定める。

第2条（活動）

支部とは、会員及び賛助会員間の地域におけるダイレクトマーケティングの相互理解、研鑽をする場である。ダイレクトマーケティングに関するテーマの下に互いに問題提起し、討議し、研究し、会員の研究または実務に役立つような研究成果を得ることを目的とする。

第3条（設立）

支部の新設は、所定の用紙、所定の手続きによって理事会または常任理事会へ申請し、その承認を得るものとする。申請申し立ての用紙及び研究計画の用紙は別に定める。

第4条（構成） 支部の構成は次の通りである。

1. 支部員は、本学会員であること。
2. 支部は代表者としての支部長1名、副支部長1名をおくこと。

第6条（補助金）

支部は運営費用の補助金として、理事会の定める補助金を学会から得ることができる。

第7条（報告）

1. 支部長は、支部の活動状況及び会計報告を総会において行わなければならない。
2. 理事会は、各支部に、研究部会の活動状況報告及び会計報告を求めることができる。

第8条（成果発表）

支部の成果は本学会研究発表大会またはそれに代わる機会において発表されなければならない。

第9条（規則の変更）

本規則の改廃は理事会または常任理事会の議による。

附則：この規定は平成23年12月15日から施行する。